

1 改正する規程

鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程第1号）

2 改正理由

警察法第60条第1項「援助の要求」に関する専決の見直しに伴い所要の改正を行うもの

3 改正内容

公安委員会事務決裁規程別表のうち、警察法第60条第1項に関する専決部分を削除

(改正前)

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
根拠法令	条項号	事務の内容	専決				
			公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
警察法（昭和29年法律第162号）	第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助要求及び警察庁又は他の都道府県警察の要請に基づく援助	○				
		警察庁又は他の都道府県警察に対する援助要求及び警察庁又は他の都道府県警察の要請に基づく援助に関するもの 次のうち、次に掲げるもの (1) 災害、人命救助、犯罪捜査等で緊急を要する受支援 (2) 10人以内の人員で、かつ、14日以内の期間の受支援 (3) 犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条第1項の規定に基づく専門捜査員の受支援 (4) 公安委員会が行った受支援に関する事案であって、その後行われる受支援が同一理由で、かつ、同一都道府県に対し継続するもの		○			

(改正後)

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
根拠法令	条項号	事務の内容	専決				
			公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
警察法（昭和29年法律第162号）	第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助要求及び警察庁又は他の都道府県警察の要請に基づく援助	○				



削除

4 改正規程の施行日

令和6年10月25日とする。